

雇用情勢の改善と求人倍率の動向

平成 26 年度の有効求人倍率は 1.11 倍となり、平成 21 年度の 0.45 倍から 0.66 ポイントと大幅な上昇を示し、前回のピークであった平成 18 年度の 1.06 倍を超えた。

このレポートでは、雇用情勢の改善に伴う有効求人倍率の上昇を、過去の数値の動きと比較して分析する。

1. 前回のピークを超えた平成 26 年度の有効求人倍率

有効求人倍率は、平成 21 年度の 0.45 倍から上昇し、平成 26 年度には 1.11 倍となった。1.11 倍は、年度値としては、前回のピークである平成 18 年度の 1.06 倍を超え、過去のピーク時との比較では、昭和 44 年度の 1.37 倍に次ぐ水準である（表 1）。

（参考：有効求人倍率上昇過程での年度値のピーク）

- ①昭和 48 年度の 1.74 倍
- ②平成 2 年度の 1.43 倍
- ③昭和 44 年度の 1.37 倍
- ④平成 26 年度の 1.11 倍
- ⑤平成 18 年度の 1.06 倍

※ピーク時の水準の高さの順位

2. 大きな有効求人倍率の上昇ポイント

今回の有効求人倍率の上昇の大きさ（「平成 21 年度から 26 年度まで」の上昇ポイント）は 0.66 ポイントで、上昇期間にそれぞれ違いはあるものの、「昭和 61 年度から平成 2 年度まで」の 0.81 ポイント、「昭和 40 年度から 44 年度まで」の 0.76 ポイント、「昭和 46 年度から 48 年度まで」の 0.68 ポイントに次ぐものであり、バブル崩壊以降では最も大きな上昇ポイントとなった。

また、今回の有効求人倍率の上昇過程では、有効求人数は 126.2 万人から 229.8 万人に 103.6 万人増加し、有効求職者数は 281.1 万人から 206.6 万人に 74.5 万人減少し、求人増加と求職減少のいずれもが求人倍率の上昇に寄与している（表 1）。

3. 求人倍率の上昇を牽引する求人の増加

有効求人倍率の上昇ポイントを求人増加の要因と求職減少の要因に分解してみると、「平成 21 年度から 26 年度まで」の求人増加要因（寄与度）は、かつての高度経済成長期に比べれば小さいものの、前回の「平成 14 年度から 18 年度まで」に比べて大きく、寄与率で見れば、「昭和 61 年度から平成 2 年度まで」、「平成 14 年度から 18 年度まで」のいずれよりも大きい（図 2）。

有効求人数の増加の内訳を雇用形態別にみると、「昭和 46 年度から 48 年度まで」、「昭和 61 年度から平成 2 年度まで」、「平成 14 年度から 18 年度まで」、「平成 21 年度から 26 年度まで」で常用的フルタイムの増加寄与は大きく、有効求人数全体の増加も大きくなっている。ただし、「平成 21 年度から 26 年度まで」では、常用的フルタイムに加え、常用的パートタイムと臨時・季節の増加も大きく、過去に比べても大きな求人の増加となった（図 3）。

4. 高まる求人の増加率とその産業別動向

新規求人数により産業別動向をみると、「平成 21 年度から 26 年度まで」では、サービス業、卸売・小売業、飲食店、製造業などで求人増加が大きいですが、「平成 14 年度から 18 年度まで」に比べると、卸売・小売業、飲食店、建設業などで求人増加幅の拡大が目立っている（図 4）。

新規求人の増加率を年率でみると、前回（「平成 14 年度から 18 年度まで」）に比し今回（「平成 21 年度から 26 年度まで」）は、産業計で増加率の高まりがみられ、常用的パートタイムと臨時・季節で寄与度が高まっている。産業別にみると、前回と比べて求人増加率が大きく高まった産業としては、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店などがあるが、建設業では、常用的フルタイムの寄与度が、製造業では常用的パートタイムの寄与度が、卸売・小売業、飲食店では臨時・季節の寄与度が、前回に比べ大きく高まっている（図 5）。

問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

岸場 大輔 直通：03-3502-6770

表1 有効求人倍率上昇過程の求人数と求職者数の変化

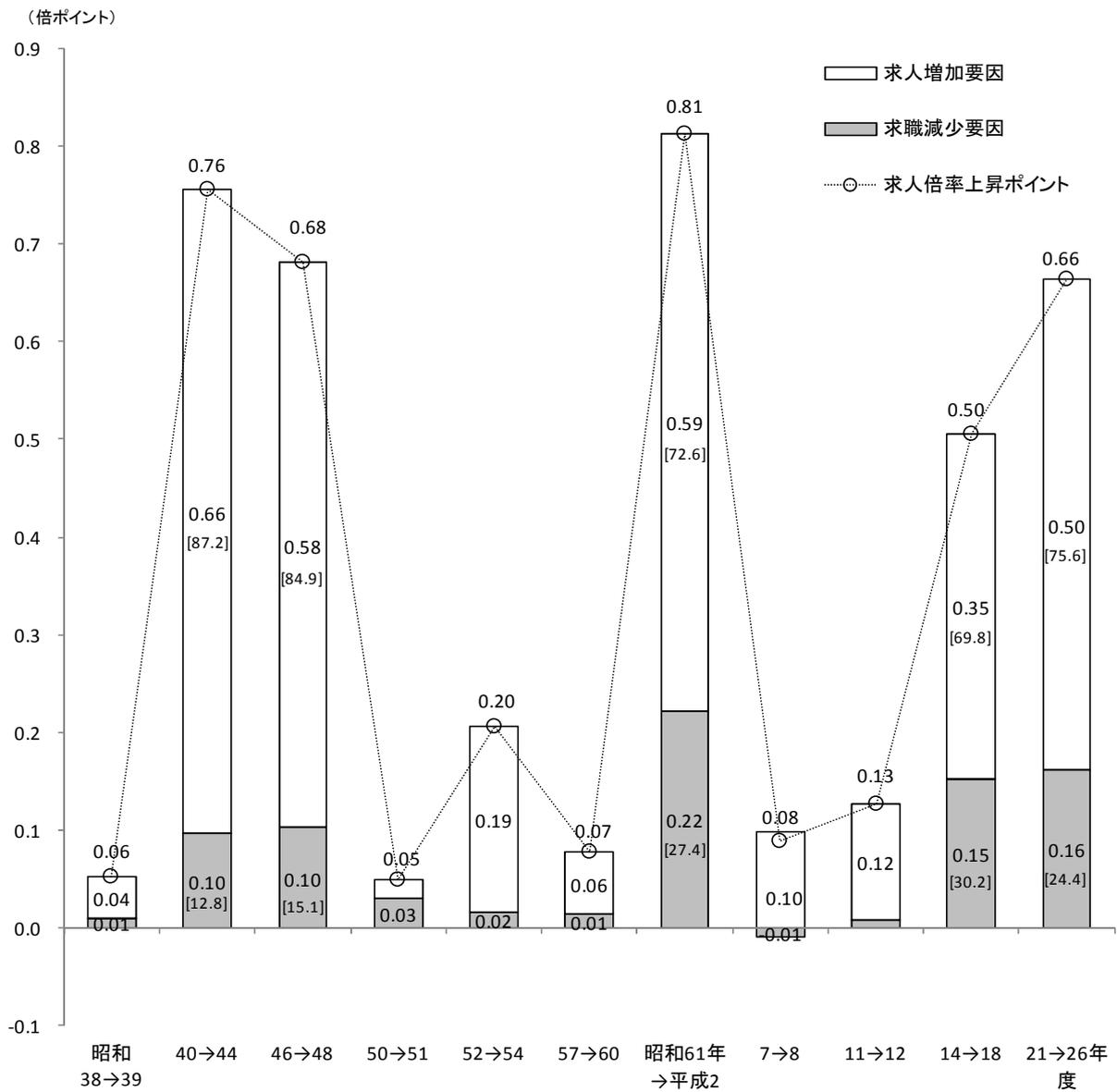
(単位: 倍、万人)

	有効求人倍率 上段: 年度値の最低値 (変化差) 下段: 年度値の最高値	有効求人数 (変化差)	有効求職者数 (変化差)
昭和38年度	0.73	95.6	130.3
39	(0.06) 0.79	(5.4) 101.0	(△ 1.9) 128.4
40	0.61	75.8	124.0
44	(0.76) 1.37	(70.5) 146.4	(△ 16.9) 107.1
46	1.06	127.6	120.5
48	(0.68) 1.74	(63.5) 191.1	(△ 10.7) 109.8
50	0.59	91.7	155.3
51	(0.05) 0.64	(2.7) 94.4	(△ 7.7) 147.6
52	0.54	82.8	153.7
54	(0.20) 0.74	(28.3) 111.1	(△ 4.6) 149.1
57	0.60	104.1	174.4
60	(0.07) 0.67	(10.8) 114.9	(△ 4.0) 170.4
昭和61	0.62	107.5	174.7
平成2	(0.81) 1.43	(75.8) 183.2	(△ 46.4) 128.3
7	0.64	124.9	196.7
8	(0.08) 0.72	(19.7) 144.6	(3.1) 199.8
11	0.49	124.1	253.6
12	(0.13) 0.62	(29.9) 154.0	(△ 4.0) 249.6
14	0.56	152.6	273.4
18	(0.50) 1.06	(75.8) 228.4	(△ 58.7) 214.7
21	0.45	126.2	281.1
26	(0.66) 1.11	(103.6) 229.8	(△ 74.5) 206.6

資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) この表は、年度値のみ有効求人倍率が継続して上昇する過程における、有効求人倍率の上昇ポイントの大きさについてみたものである。
- 2) 有効求人倍率の上昇過程は、景気基準日付における第5循環の拡張過程(昭和37年11月から39年10月まで)から第14循環の拡張過程(平成14年2月から20年2月まで)までは、概ね景気拡張過程に対応している。ただし、第15循環の拡張過程(平成21年4月から24年4月(暫定)まで)以降については、年度値のみ有効求人倍率に低下がみられないため、平成21年度から26年度を一貫して有効求人倍率の上昇過程とした。
- 3) 有効求人数、有効求職者数は月平均値である。
- 4) ()内は有効求人倍率、有効求人数、有効求職者数の変化差である(有効求人倍率は下2桁の公表値で計算し、それ以外は公表実数値をもとに計算し四捨五入して下1桁で示した)。

図2 有効求人倍率上昇過程における上昇ポイントと寄与度分解



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに作成

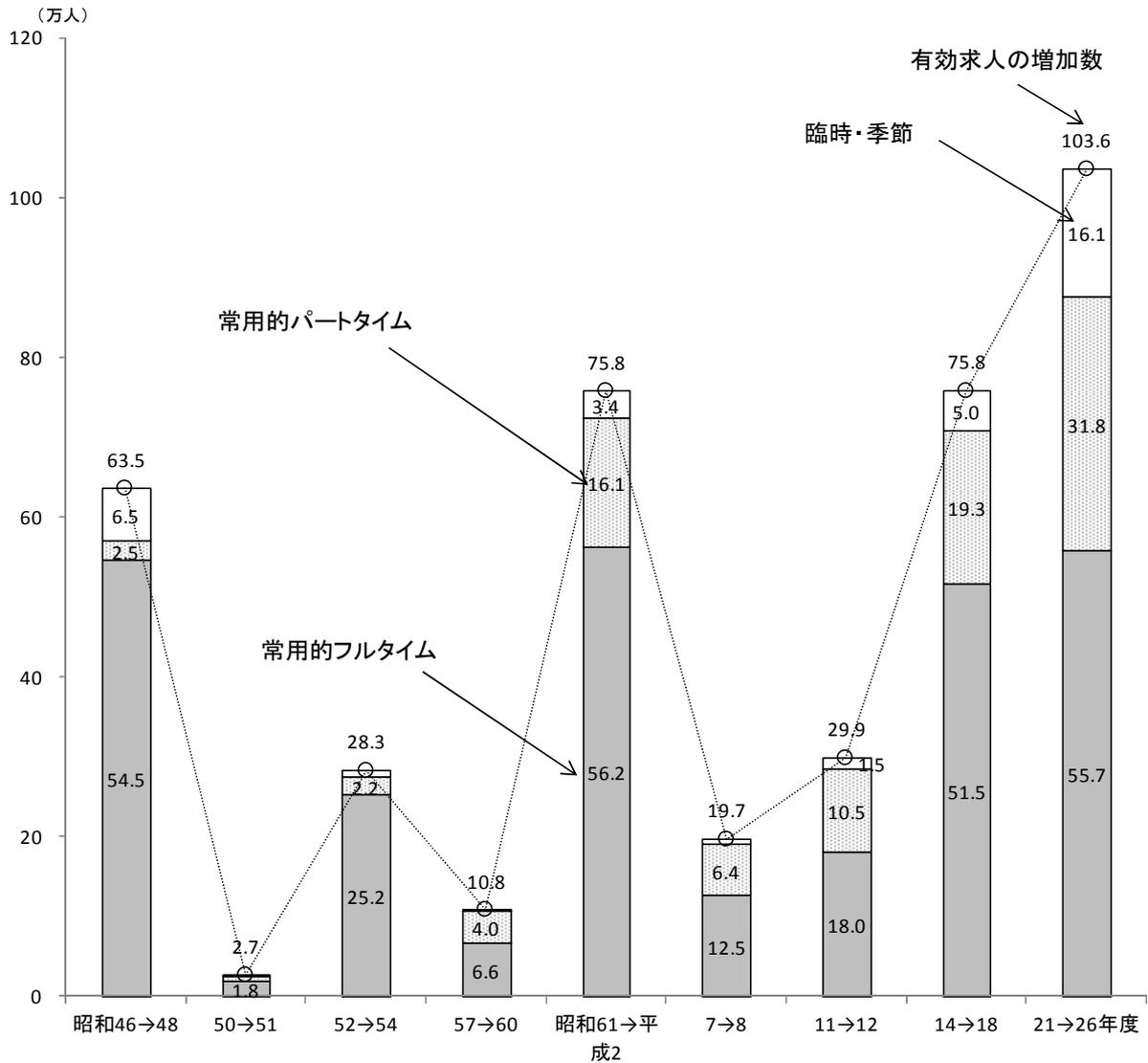
(注) 1) 求人増加要因と求職減少要因は次の要因分解式に基づいて算出している(O: 有効求人数、A: 有効求職者数)。

$$\Delta \left(\frac{O}{A} \right) = \underbrace{\frac{1}{A + \Delta A} \cdot \Delta O}_{\text{求人増加要因}} - \underbrace{\frac{O}{A(A + \Delta A)} \cdot \Delta A}_{\text{求職減少要因}}$$

2) 1)の計算にあたっては、有効求人数、有効求職者数はそれぞれの月平均値の実数を用いたが、求人倍率の上昇ポイントの数値表記は下2桁の公表値によって計算したものによった。

3) 求人倍率上昇ポイントが大きかったもの(0.50ポイント以上のもの)について寄与度の下に[]で寄与率を付した。

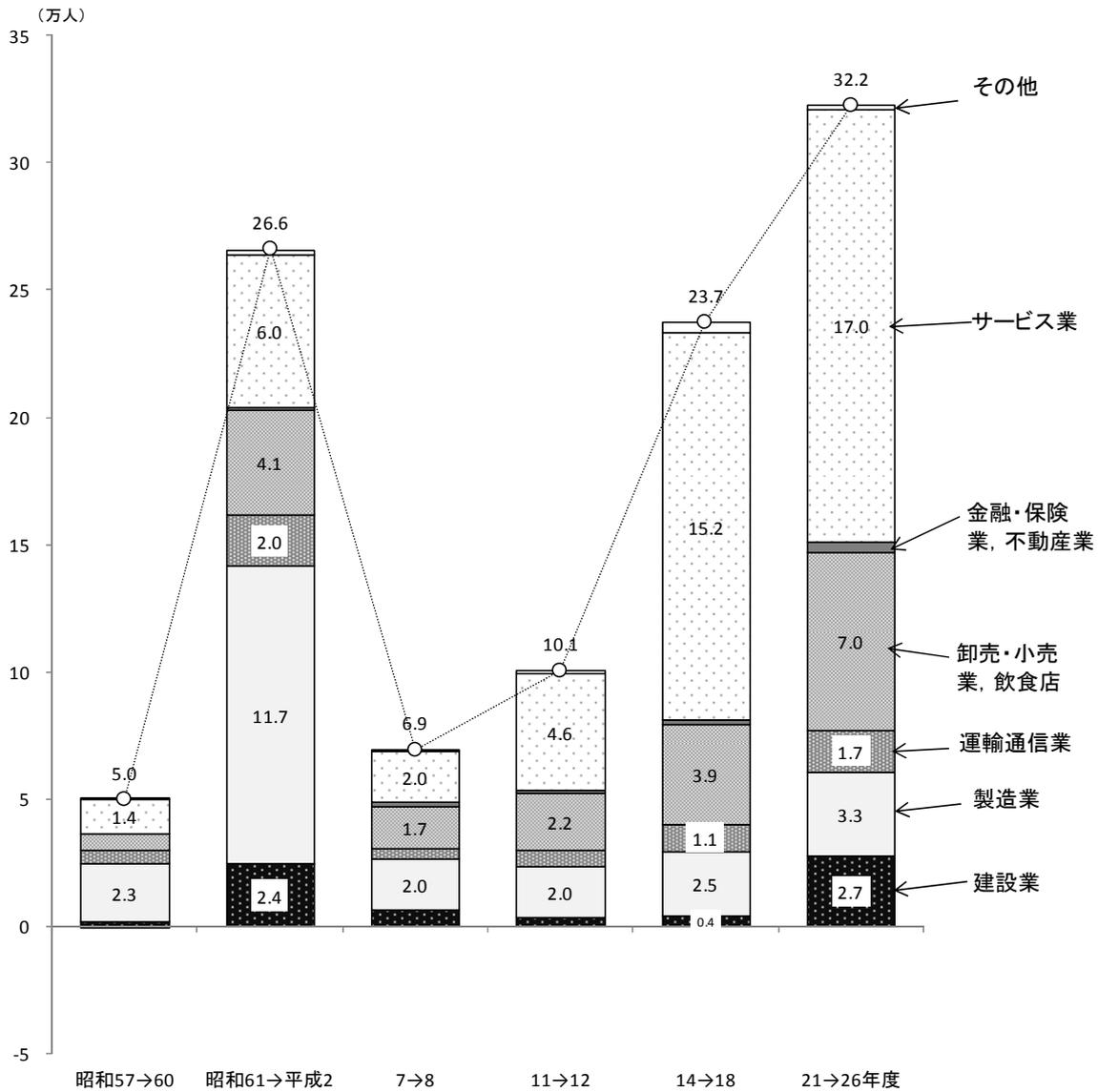
図3 有効求人増加数の雇用形態別内訳（有効求人倍率上昇過程）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の月平均値の有効求人数で、「常用」(雇用契約において雇用期間を定めないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの)と「臨時・季節」(臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、季節とは季節的な仕事に就労するか季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するもの(期間は4か月未満、4か月以上の別を問わない)を合わせたもの。
- 2) 常用的フルタイムとはパートタイムを除く常用である。また、パートタイムは一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間と比して短いもので、常用のパートタイムを常用的パートタイムとした。
- 3) 昭和44年以前の「常用」には「フルタイム」と「パートタイム」の区別がないため、昭和46年度以降の有効求人倍率の上昇過程について内訳を示した。

図4 新規求人増加数の産業別内訳（有効求人倍率上昇過程）

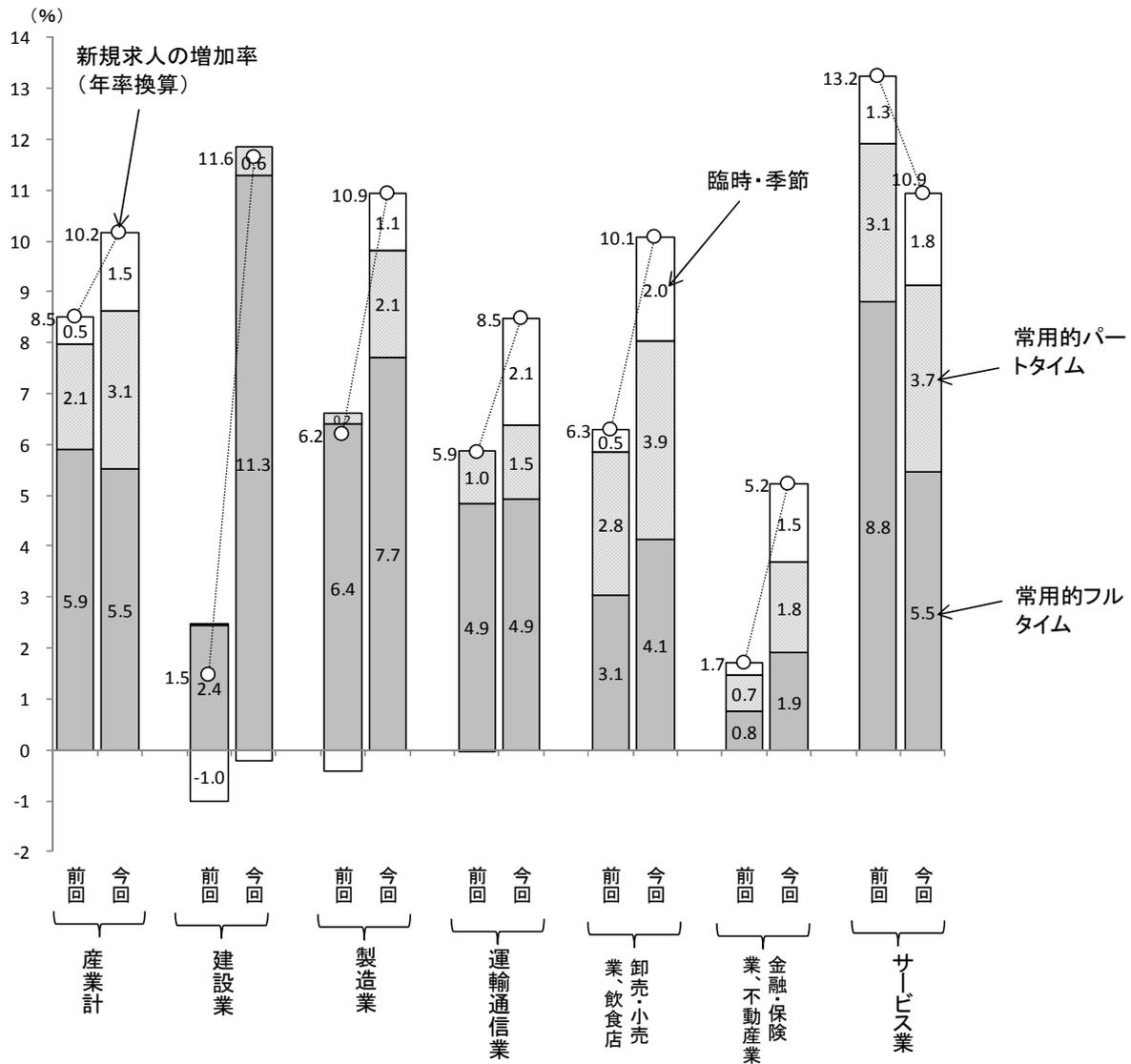


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の月平均値の新規求人数を用い、産業別データとして時系列接続可能な昭和57年度以降について示した。

2) 産業分類は、平成5年10月改定(第10回改定)に接続するように組み替えた。組み替えの方法は参考表の(注)2)を参照。

図5 産業別新規求人の増加率（年率換算）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた。
 2) 新規求人数の増加率は年率換算値であり、前回は平成14年度から18年度までの4年間、今回は平成21年度から26年度までの5年間を年率換算した。
 3) 各雇用形態による寄与度は、新規求人の増加数に対する各雇用形態の割合（寄与率）を2)の増加率に乗じて計算したものである。
 4) 産業分類は参考表の(注)2)を参照。
 5) 雇用形態の区分は参考表の(注)3)を参照。

参考表 産業別、雇用形態別の新規求人数の推移

(単位:万人)

		雇用形態計				
			常用的フルタイム	常用的パートタイム	臨時・季節	
平成14年度から18年度まで	平成14年度	産業計	61.4	37.2	19.1	5.2
		建設業	6.9	5.2	0.3	1.4
		製造業	9.3	5.8	2.6	0.9
		運輸通信業	4.2	3.1	0.8	0.3
		卸売・小売業、飲食店	14.2	6.6	7.3	0.4
		金融・保険業、不動産業	2.0	1.5	0.4	0.0
	平成18年度	産業計	85.2	53.7	24.8	6.6
		建設業	7.3	5.9	0.3	1.1
		製造業	11.9	8.4	2.7	0.8
		運輸通信業	5.2	4.0	1.0	0.3
		卸売・小売業、飲食店	18.2	8.5	9.0	0.7
		金融・保険業、不動産業	2.1	1.6	0.5	0.1
増加差	産業計	(5.9)	(4.1)	(1.4)	(0.4)	
	建設業	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(-0.1)	
	製造業	(0.6)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	
	運輸通信業	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	
	卸売・小売業、飲食店	(1.0)	(0.5)	(0.4)	(0.1)	
	金融・保険業、不動産業	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
平成21年度から26年度まで	平成21年度	産業計	51.8	28.9	17.6	5.3
		建設業	3.7	3.1	0.2	0.4
		製造業	4.9	2.8	1.4	0.6
		運輸通信業	3.3	2.5	0.5	0.3
		卸売・小売業、飲食店	11.3	5.1	5.6	0.6
		金融・保険業、不動産業	1.4	1.0	0.3	0.1
	平成26年度	産業計	84.0	46.4	27.4	10.2
		建設業	6.5	5.8	0.4	0.3
		製造業	8.2	5.1	2.1	1.0
		運輸通信業	5.0	3.5	0.8	0.7
		卸売・小売業、飲食店	18.3	8.0	8.3	2.1
		金融・保険業、不動産業	1.7	1.1	0.4	0.2
増加差	産業計	(6.4)	(3.5)	(2.0)	(1.0)	
	建設業	(0.5)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	
	製造業	(0.7)	(0.5)	(0.1)	(0.1)	
	運輸通信業	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	
	卸売・小売業、飲食店	(1.4)	(0.6)	(0.5)	(0.3)	
	金融・保険業、不動産業	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の月平均値の新規求人数を用いた。
 2) 産業分類は、平成14年度(平成5年10月改定(第10回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)の値に接続するように組み替えて示した。具体的には次の通り。
 ① 運輸通信業は、平成18年度(平成14年3月改定(第11回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では、運輸業と通信業(情報通信業の中分類)の計、平成21年度及び26年度(平成19年11月改定(第12回改定)の日本標準産業分類に基づくもの)では、運輸業、郵便業と通信業(情報通信業の中分類)の計とした。
 ② 卸売・小売業、飲食店は、平成18年度では卸売・小売業と飲食店(飲食店、宿泊業の中分類)の計、平成21年度及び26年度では卸売業、小売業と飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業(飲食店、宿泊業の中分類)の計とした。
 ③ 金融・保険業、不動産業は、金融・保険業と不動産業の計で、平成21年度及び26年度では不動産業、物品賃貸業のうち物品賃貸業以外を不動産業とした。
 ④ サービス業は、平成18年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(飲食店、宿泊業の中分類)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の計、平成21年度及び26年度では情報通信業のうち通信業以外、宿泊業(宿泊業、飲食サービス業の中分類)、物品賃貸業(不動産業、物品賃貸業の中分類)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の計とした。
 ⑤ その他は表記した産業以外のもの(農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務(他に分類されるものを除く)・その他)の計とした。
 3) 雇用形態の区分は①常用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの)、②臨時・季節(臨時は雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、季節は季節的な仕事に就労するか季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するもの(期間は4か月未満、4か月以上の別を問わない)、③パートタイム(一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短いもの)、によっており、常用のうちのパートタイムを「常用的パートタイム」、常用のうちパートタイムを除くものを「常用的フルタイム」とした。
 4) 増加差の()内は増加年数で除した年平均値である(実数で計算した値を四捨五入し下1桁で示した)。